

平成 27 年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し

1. これまでの経緯等

- (1) 障害者総合支援法において、都道府県・市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害福祉計画」を定めるものとされている。

障害者総合支援法（抜粋）

第 87 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 三 次条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画及び第 89 条第 1 項に規定する都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(3～5 略)

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～11 略)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4～8 略)

- (2) 基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成している。

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成

* 障害者総合支援法の施行（平成25年4月）に合わせて、基本指針の規定整備を行っている。

- (3) 平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、基本指針や障害福祉計画について、次の改正が行われた。

【基本指針に関する事項の追加（厚生労働大臣）】

障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を定めることとされた。

基本指針の案を作成・変更する際は、障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要となる措置を講じることとされた。

障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、基本指針を変更することとされた。

【障害福祉計画に関する事項の追加（都道府県・市町村）】

都道府県・市町村は、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定めることとされた。また、医療機関、教育機関、公共職業安定所等との連携に関する事項を定めるよう努めることとされた。

市町村は、障害者等の心身の状況、その置かれている環境等を正確に把握・勘案して計画を作成するよう努めることとされた。

都道府県・市町村は、定期的に計画について調査、分析、評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行うこととされた。（PDCAサイクル）

* 「PDCAサイクル」：計画（Plan：P）、実施（Do：D）、評価（Check：C）、改善（Act：A）の4段階のプロセスにより事業の運営管理を行う手法

- (4) 都道府県・市町村に、平成27年度から29年度に向けた現行計画（平成24年度～26年度）の見直しを平成26年度中に行っていただくことから、今年度中に現行の基本指針について必要な見直しを行うこととしたい。

2 . 指針見直しの主なポイント

(1) PDCA サイクルの導入に基づく所要の見直し

障害者総合支援法の施行に当たり、基本指針についても必要最小限の時点修正を行っているが、今回、PDCA サイクルの導入後初めての本格的な見直しとなることから、

都道府県・市町村が具体的に実施すべき PDCA サイクルのプロセスの明示
上記プロセスを実施することに伴う現行指標の精査・必要に応じた見直し
を行うこととしたい。

(2) 最近の新規施策等の計画への反映

上記の他、平成 26 年 4 月施行のものを含めた最近の施策を計画に反映していただくために、基本指針の内容について所要の見直しを行うこととしたい。

3 . PDCA サイクルの導入に基づく所要の見直し（案）

(1) 障害福祉計画における PDCA サイクルの基本的構造

障害福祉計画の PDCA サイクルは次の形を想定。

【基本指針（厚生労働大臣）】

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供に関する見込量の見込み方等の提示

【障害福祉計画（都道府県、市町村）】

基本指針において示された基本的考え方、達成すべき目標等を踏まえ、平成 29 年度までの目標、サービス提供に関する見込量、その確保方策等を定める (P)

上記 の方策等を実施する (D)

定期的に上記 の見込み等の進捗状況について評価する (C)

上記 を踏まえ、必要に応じて の見直しを行う (A)

* 見直した後は再度 、 、 、 を繰り返す。

(2) PDCA サイクルの導入に伴う所要の見直し：全体像

PDCA サイクルの実施に当たり、計画の記載内容の頻回な見直しは都道府県・市町村の手続的な負担（協議会からの意見聴取等）が過重になる可能性があることを念頭に置きつつ、基本指針においては、

計画に記載すべき事項の中で、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）を整理・明確化する

上記のうち活動指標については、基本的には障害福祉サービス等の利用実績とする

目標の実績把握、評価・分析から必要に応じた事業・計画の見直しのプロセスについては、

- ・ 成果目標については、少なくとも1年ごとの評価（C）を行うこととする
- ・ 障害福祉サービス等の利用実績については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、当該データを活用した目標の達成見込みの評価（C）はより頻回（例：四半期ごと）に行うことが望ましいものとし、その他追加する活動指標についてはその性質に応じてプロセスを整理する

等の対応を行うこととしたい。

(3) PDCA サイクルの導入に伴う所要の見直し：計画に定めるべき内容の精査のイメージ

現行の指針では、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として、

施設入所者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行

福祉施設から一般就労への移行

の3つの柱が定められており、この基本的な柱立ては維持した上で、成果目標及び活動指標として上記（2）の考え方に沿って整理する。

「達成すべき基本的な目標」（成果目標）については、上記3つの柱ごとに、例えば下記のものとするのが考えられる。

地域生活移行者の増加、施設入所者の削減（従来の数値目標と同様。）

入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、在院期間1年以上の長期在院者の退院者数の増加（従来の数値目標を見直したもの。4.(1)の及び資料3-2の参考7を参照。）

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加（従来の数値目標と同様。）

「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標」(活動指標)の主なものとしては、例えば下記のものとする考えられる。

地域生活移行者の増加、施設入所者の削減

(例)・ 共同生活援助の利用数、地域相談支援(地域移行支援)の利用者数 等

・ 施設入所支援の利用者数 サービス量の減少を目指す。

入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、入院後1年時点の退院率の上昇、在院期間1年以上の長期在院者の退院者数の増加

(例)・ 自立訓練(生活訓練)の利用者数及び利用量

・ 共同生活援助の利用者数、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 等

福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

(例)・ 就労移行支援の利用者数及び利用量 等

* 上記(3)の具体的な内容については、12月の部会において提示することとしたい。

4. 最近の新規施策等の計画への反映(主なポイント:案)

(1) 政策的な観点からの基本指針への新規記載、その他現行の記載から大きな変更等が考えられる主なポイント(案)は次のとおり。

居住支援:現在の指針では、特段、居住支援について言及されていない。前回の部会に報告された「障害者の地域生活の推進に関する議論の整理」を踏まえて、今後の地域における居住支援のために求められる機能の内容や拠点整備の方向性等について言及することが考えられるが、どのような内容とするか。

精神障害者の退院促進:現在の指針では、1年未満の平均退院率と5年以上入院かつ65歳以上の者の退院者数について目標としている。現在検討している「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(案)」の内容に合わせ、例えば、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率、在院期間1年以上の長期在院者の退院者数を新たな目標とすることが考えられるが、どうか。(資料3-2の参考7を参照。)

障害児支援:現在の指針では、これまで、根拠法が異なることから、児童福祉法に基づく障害児支援(児童発達支援センター、障害児入所支援等)への言及は限られてきた。一方、今後、子育て支援全体に関して子ども・子育て支援法に基

づく都道府県・市町村の計画が作成され、その中で障害児支援についても言及されることを踏まえると、障害福祉計画の中でも、関係機関との連携の趣旨から、障害児支援についても改正後の指針で言及し、利用児童数の見込み等を定める形とすることが適当と考えるが、どうか。

(2) 上記の他、現行指針の記載の時点修正が必要と考えられる部分は次のとおり。

計画相談支援：現在の指針では、平成 27 年度に向けたサービス等利用計画の作成数の増加に向けた体制の拡充について中心的に言及されているが、改正後の指針は平成 27 年度以降を期間とすることから、数ではなく計画の内容の充実に向けて、関係者のネットワークの強化等を中心とした記述に改める。

障害者虐待防止：現在の指針では、平成 24 年 10 月の制度施行に向けた体制の拡充について中心的に言及されているが、既に制度は施行されていることから、支援の質により重点を置いた記述に改め、また、権利擁護の一環として成年後見制度の利用促進等についても言及する。

5. 目標の実績について

以下の表内における「目標」は、都道府県障害福祉計画に計上されている数値の合計

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度末（第2期計画の基本指針では平成23年度末）における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上（第2期計画の基本指針では1割以上）が地域生活へ移行することを基本とする。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
地域生活移行者	13.3% (19,430人)	16.6% (24,277人)	21.8% (31,813人)	14.5% (21,129人)	23.6% (34,526人)	25.2% (36,764人)

割合は、H17.10.1入所者（145,919人）で除した数

H22まではH17.10.1から各年10.1までの累計。H23及びH24は各年度3月末までの累計

(分析)

第2期障害福祉計画(平成23年度末)の実績は21.8%であり、目標である14.5%を達成。

地域生活移行者は年々伸びており、現在の伸び率から考えると第3期障害福祉計画(平成26年度末)の目標は達成することが見込まれる。

福祉施設入所者の削減

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度末（第2期計画の基本指針では平成23年度末）の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上（第2期計画の基本指針では7%以上）削減することを基本とする。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
福祉施設入所者の削減	3.5% (5,146人)	4.5% (6,562人)	8.9% (13,033人)	8.4% (12,186人)	10.5% (15,312人)	15.4% (22,491人)

割合は、H17.10.1入所者（145,919人）で除した数

H22までは各年10.1時点の数値、H23及びH24は各年度3月末時点の数値

(分析)

第2期障害福祉計画(平成23年度末)の実績は8.9%であり、目標である8.4%を達成。

福祉施設入所者の削減は年々伸びているが、現在の伸び率から考えると第3期障害福祉計画(平成26年度末)の目標の達成は困難。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

1年未満入院者の平均退院率

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度における1年未満入院者の平均退院率を平成20年6月30日の調査時点から7パーセント相当分増加させることを指標とする。

項目	（参考）		第3期障害福祉計画	
	H22	H23	H24	H26 目標
1年未満入院者の平均退院率	71.2%	71.4%	（精査中）	75.1%

（分析）

平成24年の1年未満入院者の平均退院率については、速報値の精査中であり、速報値が算出され次第、結果を分析。

5年以上入院かつ65歳以上の者の退院者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを指標とする。

項目	（参考）	第3期障害福祉計画	
	H23	H24	H26 目標
5年以上入院かつ65歳以上の者の退院者数	9千人～1万人	10,140人	1万800人～1万2,000人

H24の数値には、速報値かつ平成24年6月中の退院者数を12倍して算定した推計値

「H26 目標」は、都道府県障害福祉計画に計上されている数値の平仄がとれていないため、患者調査から推計した値を記載

（分析）

速報値であり、今後の数値の修正もありうるが、5年以上入院かつ65歳以上の者の退院者数については、平成23年と平成24年を比べると推定140人から1,140人増加しているところであり、平成25年以降も同様に推移した場合、第3期障害福祉計画（平成26年度末）の目標は達成することが見込まれる。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者の一般就労への移行者

【基本指針上の目標（第3期計画）】 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中（第2期計画の基本指針では平成23年度中）に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画
	H21	H22	H23	H23 目標	H26 目標
一般就労移行者	1.7 倍 (3,960 人)	1.9 倍 (4,610 人)	2.7 倍 (6,501 人)	4.0 倍 (9,502 人)	4.2 倍 (10,080 人)

割合は、H17 年度実績（2,379 人）で除した数

(分析)

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は2.7倍であり、目標である4.0倍に満たない。

一般就労への移行者は伸びており、現在の伸び率から考えると、第3期障害福祉計画（平成26年度末）の目標は達成することが見込まれる。

就労移行支援事業の利用者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度末（第2期計画の基本指針では平成23年度末）における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用する。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
就労移行支援事業の利用者	19,470 人	20,603 人	23,716 人	29,960 人	26,607 人	36,883 人
福祉施設利用者	282,666 人	343,774 人	422,422 人	399,655 人	485,873 人	452,648 人
/ の割合	6.9%	6.0%	5.6%	7.5%	5.5%	8.1%

福祉施設：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（H23 までは身体障害者更生施設等の旧体系サービスを含む）

(分析)

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は5.6%であり、目標である7.5%に満たない。

就労移行支援事業の利用者は伸びているが、福祉施設利用者の伸びが大きいいため、実績が目標と乖離していく状況にあり、第3期障害福祉計画（平成26年度末）の目標の達成は困難。

就労継続支援 A 型の利用者数

【基本指針上の目標（第 3 期計画）】 平成 26 年度末（第 2 期計画の基本指針では平成 23 年度末）における就労継続支援事業の利用者のうち、3 割以上の者が就労継続支援（A 型）事業を利用することを目指す。

項目	第 2 期障害福祉計画				第 3 期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
就労継続支援 A 型	8,955 人	13,104 人	19,333 人	15,146 人	27,404 人	26,794 人
就労継続支援 B 型	77,432 人	102,521 人	138,644 人	118,287 人	166,361 人	158,103 人
+	86,387 人	115,625 人	157,977 人	133,433 人	193,765 人	184,897 人
/ の割合	10.4%	11.3%	12.2%	11.4%	14.1%	14.5%

（分析）

第 2 期障害福祉計画（平成 23 年度末）の実績は 12.2% であり、目標である 11.4% を達成。

就労継続支援 A 型の利用者は伸びており、現在の伸び率から考えると、第 3 期障害福祉計画（平成 26 年度末）の目標は達成することが見込まれる。

公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職件数

【基本指針上の目標（第 3 期計画）】 平成 26 年度（第 2 期計画の基本指針では平成 23 年度）において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。

項目	第 2 期障害福祉計画				第 3 期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
福祉施設利用者 の就職件数	4,376 人	5,762 人	6,689 人	7,565 人	7,406 人	7,772 人

（分析）

第 2 期障害福祉計画（平成 23 年度末）の実績は 6,689 人と、目標である 7,565 人には満たないが、概ね達成している。

平成 21 年度から直近の実績である平成 24 年までに 1.5 倍となっており、着実に増加している。

また、平成 24 年度実績は第 3 期障害福祉計画の目標値の 95.3% の水準にある。

障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度（第2期計画の基本指針では平成23年度）において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に
 応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定す
 る。 目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち3割が障害者の態様に
 応じた多様な委託訓練を受講することを目指す。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
委託訓練事業 受講者	15.5% (615人)	15.9% (735人)	10.5% (680人)	29.4% (2,794人)	-% (839人)	28.0% (2,824人)

割合は、各年度の一般就労移行者数で除した数

（分析）

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は10.5%であり、目標である29.4%
 に満たない。

平成23年度に減少がみられるが、平成24年度は増加している。

平成23年度から平成24年度の単年度の増加数は約160人であり、第3期障害福祉
 計画（平成26年度末）の目標の達成は困難。

障害者試行雇用事業の開始者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】 平成26年度（第2期計画の基本指針では平成23
 年度）において、障害者試行雇用事業について、福祉施設から一般就労に移行する者
 のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、その開始者の数値目
 標を設定する。 目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が障害者試行
 雇用事業の開始者となることを目指す。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
障害者試行雇用 事業の開始者	57.1% (2,264人)	57.1% (2,634人)	45.4% (2,954人)	49.4% (4,690人)	(集計中)	48.2% (4,860人)

割合は、各年度の一般就労移行者数で除した数

（分析）

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は45.4%と、目標である49.4%に
 わずかに満たないが、ほぼ達成している。

平成23年度まで順調に増加している。

なお、平成24年度から、障害者試行雇用事業の趣旨・目的を踏まえ、対象事業
 所の要件を厳格化している。

職場適応援助者による支援対象者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】平成26年度（第2期計画の基本指針では平成23年度）において、職場適応援助者による支援について、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。目安：福祉施設から一般就労へ移行する者のうち5割が職場適応援助者の支援を受けられるようにすることを目指す。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画
	H21	H22	H23	H23 目標	H26 目標
職場適応援助者による支援対象者	21.1% (835人)	21.7% (1,000人)	17.8% (1,156人)	49.3% (4,680人)	45.8% (4,614人)

割合は、各年度の一般就労移行者数で除した数

（分析）

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は17.8%であり、目標である49.3%に満たない。

平成23年度まで順調に増加している。

福祉施設から一般就労へ移行する者については、就労移行支援事業等の就労系サービスや障害者就業・生活支援センターによる支援を利用することもできることに留意する必要がある。

障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

【基本指針上の目標（第3期計画）】平成26年度（第2期計画の基本指針では平成23年度）において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、就労移行支援事業者と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けられるようにすることを目指す。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H21	H22	H23	H23 目標	H24	H26 目標
障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者	60.9% (2,411人)	60.1% (2,769人)	50.9% (3,307人)	88.0% (8,359人)	-%	89.0% (8,973人)

割合は、各年度の一般就労移行者数で除した数

（分析）

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は50.9%であり、目標である88.0%に満たない。

平成23年度まで順調に増加している。

福祉施設から一般就労へ移行する者については、就労移行支援事業者における就労系サービスや職場適応援助者による支援を利用することもできることに留意する必要がある。

障害者就業・生活支援センターの拡充

【基本指針上の目標（第3期計画）】 地域における就業面及び生活面における一体的な支援をより一層推進するため、障害者就業・生活支援センターを拡充し、中長期的には、全ての圏域に一か所ずつ設置することを目指す。

項目	第2期障害福祉計画				第3期障害福祉計画	
	H22.3	H23.3	H24.3	H23 目標	H25.8	H26 目標
障害者就業・生活支援センターの設置数	247ヶ所	272ヶ所	313ヶ所	308ヶ所	318ヶ所	323ヶ所

（分析）

第2期障害福祉計画（平成23年度末）の実績は313ヶ所であり、目標である308ヶ所を達成している。

障害者就業・生活支援センターは、都道府県知事が指定権限を有しており、各都道府県の計画により設置が行われている。

6. サービス見込量と実績

以下の表内における「見込」は、都道府県障害福祉計画に計上されている数値の合計
「見込」は1月分の数値、「実績」は各年度3月の1月分の数値

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万時間)	見込	384.4	425.7	482.1	550.2	603.8	657.2
	実績	366.0	394.5	462.3	494.4	-	-
利用者 (万人)	見込	12.6	13.8	15.1	18.8	20.5	22.4
	実績	11.9	13.2	15.9	17.4	-	-

同行援護は、H23 から計上

(2) 日中活動系サービス

生活介護

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	204.9	262.8	380.0	468.8	490.6	512.9
	実績	213.7	275.4	400.5	476.2	-	-
利用者 (万人)	見込	10.8	13.7	18.9	24.1	25.2	26.4
	実績	11.2	14.3	20.3	24.5	-	-

自立訓練（機能訓練）

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	5.0	6.3	9.2	5.6	6.2	6.8
	実績	3.1	3.3	3.5	3.6	-	-
利用者 (万人)	見込	0.4	0.4	0.6	0.4	0.4	0.5
	実績	0.2	0.2	0.3	0.3	-	-

自立訓練（生活訓練）

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	21.7	27.3	39.1	25.4	27.6	29.8
	実績	16.3	17.4	22.2	32.3	-	-
利用者 (万人)	見込	1.2	1.5	3.8	1.4	1.6	1.7
	実績	0.9	1.0	1.2	1.8	-	-

就労移行支援

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	39.8	47.4	60.5	54.8	62.4	70.2
	実績	36.5	36.7	42.0	45.6	-	-
利用者 (万人)	見込	2.0	2.4	3.0	3.0	3.4	3.9
	実績	1.9	2.1	2.4	2.7	-	-

就労継続支援 A 型

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	18.3	23.5	32.3	41.9	48.8	56.9
	実績	18.2	25.9	38.1	53.2	-	-
利用者 (万人)	見込	0.9	1.1	1.5	2.1	2.5	2.9
	実績	0.9	1.3	1.9	2.7	-	-

就労継続支援 B 型

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	134.5	170.5	234.8	281.1	299.3	318.1
	実績	140.8	178.1	243.8	282.5	-	-
利用者 (万人)	見込	7.1	9.0	11.8	15.6	16.6	17.7
	実績	7.7	10.3	13.9	16.6	-	-

療養介護

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者 (万人)	見込	0.3	0.3	0.7	1.5	1.6	1.6
	実績	0.2	0.2	0.2	1.9	-	-

短期入所

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用量 (万人日)	見込	22.0	24.2	28.0	28.0	30.6	33.3
	実績	19.9	21.0	23.5	25.7	-	-
利用者 (万人)	見込	3.2	3.6	4.0	4.0	4.4	4.8
	実績	2.7	2.8	3.2	3.5	-	-

(3) 居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者 (万人)	見込	5.9	6.8	8.3	8.2	9.1	10.0
	実績	5.6	6.3	7.2	8.2	-	-

施設入所支援

項目		H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者 (万人)	見込	6.0	8.1	12.9	13.6	13.4	13.2
	実績	5.2	7.1	11.1	13.4	-	-

(4) 相談支援

相談支援

項目		H21	H22	H23
利用者 (万人)	見込	1.6	2.1	2.9
	実績	0.3	0.4	0.4

計画相談支援

項目		H24	H25	H26
利用者 (万人)	見込	7.0	12.7	19.5
	実績	2.6	-	-

地域移行支援

項目		H24	H25	H26
利用者 (人)	見込	6,431	7,634	8,960
	実績	547	-	-

地域定着支援

項目		H24	H25	H26
利用者 (人)	見込	8,189	11,129	13,648
	実績	1,282	-	-

(了)